

船舶事故調査報告書

平成29年9月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年8月6日 07時40分ごろ
発生場所	北海道函館市志海苔漁港南西方沖 志海苔港西防波堤灯台から真方位254°800m付近 （概位 北緯41°45.6′ 東経140°48.7′）
事故の概要	漁船 ^{ゆうほう} 勇宝丸は、操業中、操縦者が巻揚げ用ドラムと漁具の引き綱の間に左手を巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 勇宝丸、0.7トン HK3-116778（漁船登録番号）、個人所有 6.03m(Lr)×1.69m×0.65m、FRP ガソリン機関、22.1kW、平成2年11月14日
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年6月8日 平成27年2月24日をもって失効していた。
死傷者等	重傷 1人（操縦者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、平成28年8月6日05時00分ごろ志海苔漁港を出港し、05時05分ごろこんぶ漁の漁場に到着して操業を開始した。 操縦者は、長さ約18m、直径約10mmのロープを引き綱として取り付けた長さ約1mの ^{かぎ} 鉤を海中に投入し、微速力前進で同鉤を引っ張ってこんぶを引っ掛けた後、右舷後部のブルワークに取り付けた巻揚げ用ウインチ（以下「本件ウインチ」という。）で引き綱を巻き揚げてこんぶを収穫する作業を繰り返していた。 操縦者は、07時40分ごろ船外機を停止し、右舷船尾に立って引き綱を本件ウインチのドラムに数回巻き付けて、鉤を巻き揚げようと

	<p>したところ、左手がゴム手袋ごとドラムと引き綱の間に巻き込まれた。</p> <p>本件ウインチは、負荷により自動停止したのち、機械台ごとブルワークから外れて甲板上に落下した。</p> <p>近くでこんぶ漁をしていた僚船の船長は、操縦者の姿が見えなくなったので異変が生じたものと思い、本船に接近したところ、甲板上にある本件ウインチのドラムに左腕を巻かれて倒れている操縦者を発見し、海中の鉤を引いている引き綱を切断した後、本船を操船して志海苔漁港に戻った。</p> <p>操縦者は、救急車で病院に搬送され、左環指開放骨折、左肘関節開放性脱臼骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>操縦者は、前日にこんぶがたくさん採れたので、干したり、集めたりする作業で疲れていた。</p> <p>本件ウインチは、原動力として出力6馬力のエンジンを使用していた。</p> <p>操縦者は、ドラムに巻かれたときの記憶がなかった。</p> <p>操縦者は、長袖のポロシャツを着て、合羽ズボンにゴム長靴を履き、ベスト型の救命胴衣を着用して、袖付きの長いゴム手袋をはめていた。</p> <p>操縦者は、本事故時には、いつもよりドラムの近くで作業をしていたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、志海苔漁港南西方沖において、こんぶ漁の操業中、操縦者が、本件ウインチのドラムに引き綱を数回巻き付けて鉤を巻き揚げようとした際、左手がドラムと引き綱の間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、前日のこんぶ漁で疲れていたこと、いつもより本件ウインチに接近して作業をしていたことから、左手をドラムと引き綱の間に巻き込まれた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、志海苔漁港南西方沖において、こんぶ漁の操業中、操縦者が、本件ウインチのドラムに引き綱を数回巻き付けて鉤を巻き揚げようとした際、左手がドラムと引き綱の間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに身体を近寄らせないこと。・ ドラムの回転する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする事。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

